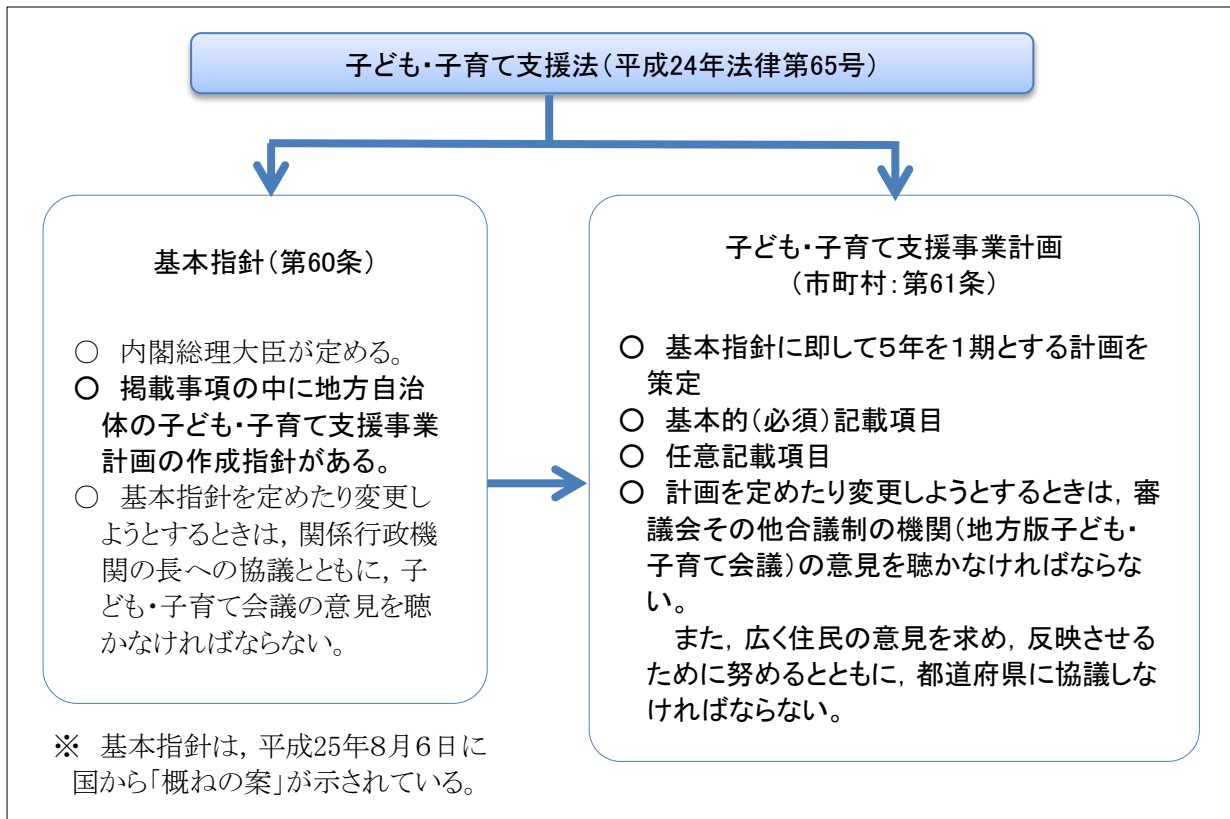
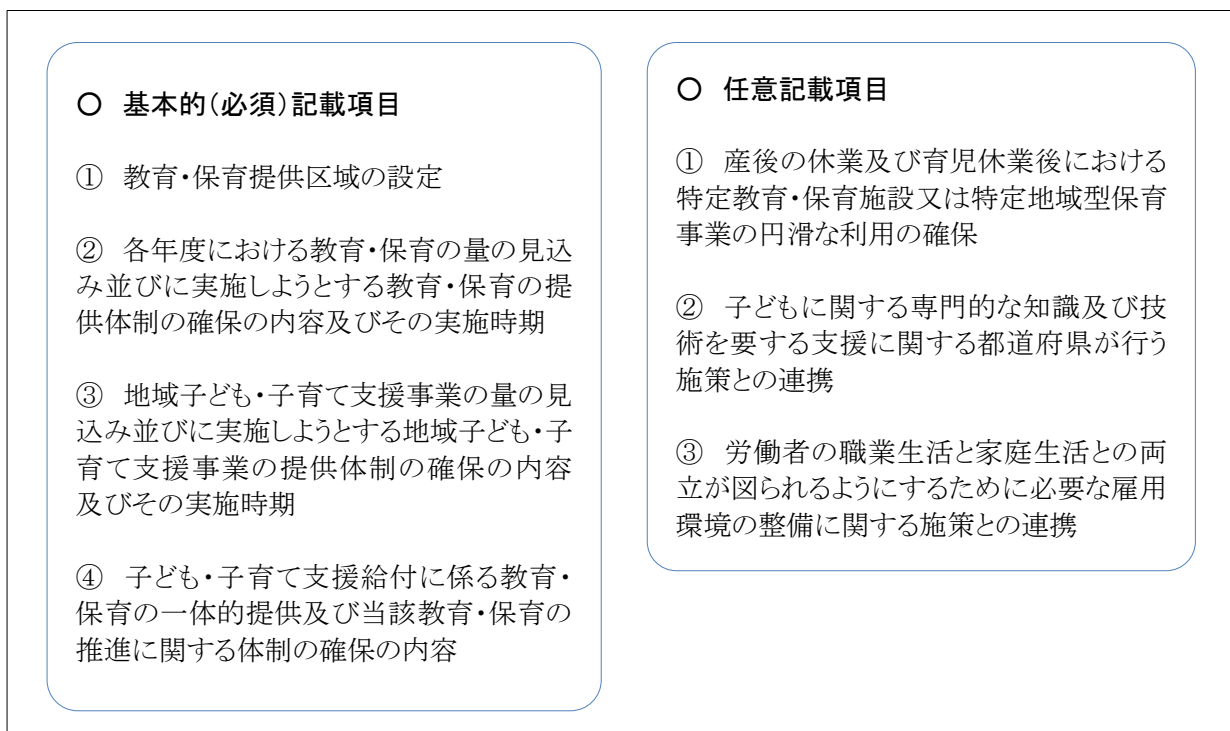


○ 子ども・子育て支援事業計画について

1 子ども・子育て支援法、基本指針及び子ども・子育て支援事業計画の関係



2 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項



3 基本指針に即した「市町村子ども・子育て支援事業計画」の全体イメージ

市町村子ども・子育て支援事業計画の掲載項目をイメージ化すると次のようになります。

1 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等（任意記載事項）
市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠，基本理念，目的等を記載する。
2 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期（任意記載事項）
市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定める。
3 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（任意記載事項）
市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（5年間）を定める。
4 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価（任意記載事項）
各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定める。
5 教育・保育提供区域の設定
教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容，各教育・保育提供区域の状況等を定める。
6 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
(1) 各年度における教育・保育の量の見込み
各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について，認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め，その算定に当たっての考え方を示す。
(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
認定区分ごと及び特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。
7 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について，地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め，その算定に当たっての考え方を示す。
(2) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

<p>8 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容</p>
<p>次の内容を掲載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の普及に係る基本的考え方等 ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割，提供の必要性に係る基本的考え方及びその推進方策 ・地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携 ・認定こども園，幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策
<p>9 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項（任意記載事項）</p>
<p>育児休業満了時からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が，希望時に利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ，産前・産後休業，育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等，特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等，各市町村の実情に応じた施策を定める。</p>
<p>10 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項（任意記載事項）</p>
<p>児童虐待防止対策の充実，母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進，障害児施策の充実等について，都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定める。</p>
<p>11 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項（任意記載事項）</p>
<p>仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について，各市町村の実情に応じた施策を定める。</p>

4 市町村子ども・子育て支援事業計画作成に関する留意事項

(平成25年8月6日 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室作成資料より)

◎ 市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント - 「量の見込み」, 「確保の内容」・「実施時期」

<量の見込み>

- ・ 幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、
「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。
→ 住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第 61 条第4項)

<確保の内容・実施時期>

- ・ 幼児期の学校教育・保育について、
施設(認定こども園, 幼稚園, 保育所), 地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・ 量の見込みとの差がある場合には, 施設・地域型保育事業の整備が必要。
(例) 平成 27 年度に地域型保育事業(50 人分)を整備、平成 28 年度に施設(100 人分)を整備
- ・ 地域子ども・子育て支援事業についても同様に, 確保の状況を記載。
また量の見込みとの差がある場合には, 事業の整備が必要。

○ 幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳)<2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳)<3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園, 幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園, 保育所)で確保
- 施設(認定こども園, 保育所),
地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか, 人口減少地域などでは, 上記以外の事業による確保も可能。
例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○ 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援, 地域子育て支援拠点事業, 一時預かり事業, 乳児家庭全戸訪問事業, ファミリーサポートセンター事業, 延長保育事業, 病児保育事業, 放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み

確保の内容,
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)